

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が変わりました

栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

国民健康保険課 ☎028(677)6038

税制改正によって、令和3年度から給与所得控除額や公的年金等控除額が10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられました。これに伴い、所得の低い人への軽減措置が一部変更になりました。

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

世帯(被保険者と世帯主)の合計所得が以下の場合の保険税(料)の軽減措置について、判定基準が次のとおり変更となりました。

軽減割合	令和2年度の基準	令和3年度の基準
7割	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯 後期高齢者医療保険料については、かつ年金収入80万円以下である世帯(そのほかの各種所得がない場合)	[基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数※-1)]を超えない世帯
5割	[基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数]を超えない世帯	[基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数※-1)+(28.5万円×被保険者数)]を超えない世帯
2割	[基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数]を超えない世帯	[基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数※-1)+(52万円×被保険者数)]を超えない世帯

※給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす人の合計数のことで、いない場合は1とします。

①給与収入額が55万円を超える人

②公的年金等の収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える人、65歳以上の場合は125万円を超える人

後期高齢者医療保険料のみ

後期高齢者医療保険料の軽減措置のうち、特例として実施していた所得の低い人への均等割額の軽減特例措置については、国の医療保険制度改革により段階的に見直しが行われてきました。

令和3年度以降は、本来の7割軽減になります。

軽減割合	令和2年度	令和3年度
	7.75割	7割

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免が受けられます。詳細は4ページをご覧ください。

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(土)です。8月から使用する被保険者証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。8月からは新しい被保険者証を使用してください。なお、現在お使いの被保険者証は、8月以降に住民課に返却してください。

国民健康保険課 ☎028(677)6038

国民健康保険被保険者証が更新されます

現在お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日(土)です。8月から使用する被保険者証は、7月下旬に郵送します。8月からは新しい被保険者証を使用してください。なお、現在お使いの被保険者証は、8月以降に住民課に返却してください。

国民健康保険課 ☎028(677)6038

国民年金保険料の免除申請

国民年金の保険料を納付するのが困難な人(学生を除く)は、国民年金保険料の免除申請をすることができます。令和3年度分の免除申請は、7月1日(木)から住民課窓口で受付を開始します。※退職特例免除(令和元年12月31日以降の退職に限る)を申請する場合は、雇用保険受給者証も必要です。

国民健康保険課 ☎028(677)6038

介護保険料が変わりました

健康福祉課介護保険係 ☎028(677)6015

介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画において、介護給付費の見込みなどをもとに見直しを行います。令和3年度から令和5年度までの3年間は第8期計画期間となります。今回、第8期計画の策定に伴い、介護保険料を変更しました。

令和3年度から令和5年度の介護保険料(第1号被保険者)は以下のとおりです。保険料の額は、本人や世帯の収入状況に応じて、次の9段階のいずれかに決まります。

介護保険料額

段階	対象者	保険料率	保険料(年額)	前年比(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯 ・本人所得+年金収入80万円以下の人	0.30(※)	20,800円	+1,800円
第2段階	・住民税非課税世帯 ・本人所得+年金収入80万を超え120万円以下の人	0.50(※)	34,800円	+3,000円
第3段階	・住民税非課税世帯 ・本人所得+年金収入120万円を超える人	0.70(※)	48,700円	+4,200円
第4段階	・住民税課税世帯・本人非課税 ・本人所得+年金収入80万円以下の人	0.90	62,600円	+5,400円
第5段階	・住民税課税世帯・本人非課税 ・本人所得+年金収入80万円を超える人	1.00(基準額)	69,600円	+6,000円
第6段階	・本人住民税課税 ・本人所得120万円未満の人	1.20	83,500円	+7,200円
第7段階	・本人住民税課税 ・本人所得120万円以上210万円未満の人	1.30	90,400円	+7,800円
第8段階	・本人住民税課税 ・本人所得210万円以上320万円未満の人	1.50	104,400円	+9,000円
第9段階	・本人住民税課税 ・本人所得320万円以上の人	1.70	118,300円	+10,200円

※低所得者保険料軽減により(国の消費税率引き上げに伴う社会保障充実の一つ)、第1段階から第3段階の保険料率は、次のとおり軽減されています。

第1段階0.50→0.30 第2段階0.75→0.50 第3段階0.75→0.70

小型家電無料回収

ご家庭の家電製品の無料回収を行います。

日時/7月10日(土)9:00~11:00
場所/役場東側駐車場

<回収できるもの>

パソコンおよび周辺機器、電話機、炊飯器、電子レンジ、ゲーム機、デジタルカメラ等映像機器、ラジカセ等音響機器など95品目

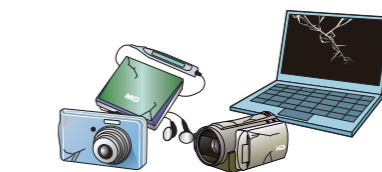
<回収できないもの>

家電リサイクル法対象の家電品

(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)、木製品のスピーカー、こたつなど
※詳細は町ホームページをご覧ください。

今後の予定/10月30日(土)、令和4年3月5日(土)

環境対策課環境対策係 ☎028(677)6041



マイナンバーカードを利用した転入等ができません

7月13日(火)は、システムメンテナンスのため、マイナンバーカードを利用した手続き(特例転入)や、マイナンバーカードの交付ができませんのでご注意ください。

国民健康保険課 ☎028(677)6014